

公益通報対応体制

守秘義務あり!

業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
担当者等でなくなった後も同様。(規程第13条第1項)
⇒違反した場合、**処分の対象**となる

研究公正担当理事
(公益通報処理総括者)
コンプライアンス部
(事務担当)

- ・本学における公益通報の処理に関する総括(規程第3条)
- ・公益通報対応業務従事者の指定(規程第6条の2)
- ・調査等及び是正措置等の実施の指示(規程第7条第3項及び第11条第1項)
- ・公益通報対応体制の定期的な評価・点検、必要に応じた改善(規程第13条の2)

通報相談窓口

- ・コンプライアンス部(職員)
- ・学外の法律事務所(弁護士)

- ・本学における公益通報及び公益通報に関する相談への対応(規程第4条)
- ・公益通報対応体制の仕組みや不利益な取り扱いに関する質問・相談への対応(要領第9条第2項)

公益通報の対象部局

- ・事前調査の実施(規程第7条第3項)
- ・是正及び再発防止のために必要な措置の実施(規程第11条第1項)
- ・是正措置等の内容、是正結果等の報告(規程第11条第2項)

連携

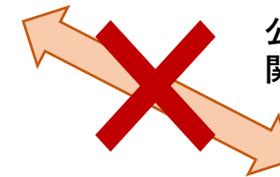
(規程第7条第4項)

事務本部の各部等

- ・事前調査の実施(規程第7条第3項)
- ・本調査の実施(規程第8条)
- ・是正及び再発防止のために必要な措置の実施(規程第11条第1項)
- ・是正措置等の内容、是正結果等の報告(規程第11条第2項)

担当者等

- ・担当理事より公益通報対応業務従事者に指定された者(*) (規程第6条の2)
 - ・調査等に関わる者(規程第13条第1項)
 - ・是正措置等に関わる者(規程第11条)
- (*)で従事者に指定された者を除く



公益通報対応業務に
関与させない(要領第7条)

事案に関係する者

- ・通報対象事実の発覚や調査結果により実質的に不利益を受ける者
- ・公益通報者や被通報者と一定の親族関係がある者 等

※「規程」とは「京都大学における公益通報者の保護等に関する規程」をいう。
「要領」とは「京都大学における公益通報者の保護等に関する実施要領」をいう。